

新旧対照表

第1編 共通編 第1章 総則

No	条文		新規	削除	改訂
	旧・条文構成(令和3年8月)	新・条文構成(令和4年4月)			
1	第1編 共通編	第1編 共通編			
2	第1章 総則	第1章 総則			
3	第1節 総則	第1節 総則			
4	1-1-1-2 用語の定義	1-1-1-2 用語の定義			
5		<b>37.段階確認</b>			○
6	3-1-1-1から編入 (記載内容変更なし)	段階確認とは、設計図書に示された施工段階、監督職員の指示した施工途中の段階において、監督職員が臨場等により、出来形、品質、規格、数値等を確認することをいう。			○
7		<b>38.技術検査</b>			○
8	3-1-1-1から編入 (記載内容変更なし)	(適用除外)			○
9	<b>37.工事検査</b>	<b>39.工事検査</b>			○
10	<b>38.検査職員</b>	<b>40.検査職員</b>			○
11	<b>39.同等以上の品質</b>	<b>41.同等以上の品質</b>			○
12	<b>40.工期</b>	<b>42.工期</b>			○
13	<b>41.工事開始日</b>	<b>43.工事開始日</b>			○
14	<b>42.工事着手</b>	<b>44.工事着手</b>			○
15	<b>43.準備期間</b>	<b>45.準備期間</b>			○
16	<b>44.工事</b>	<b>46.工事</b>			○
17	<b>45.本体工事</b>	<b>47.本体工事</b>			○
18	<b>46.仮設工事</b>	<b>48.仮設工事</b>			○
19	<b>47.工事区域</b>	<b>49.工事区域</b>			○
20	<b>48.現場</b>	<b>50.現場</b>			○
21	<b>49.SI</b>	<b>51.SI</b>			○
22	<b>50.現場発生品</b>	<b>52.現場発生品</b>			○
23	<b>51.JIS規格</b>	<b>53.JIS規格</b>			○
24	1-1-1-3 設計図書の照査等	1-1-1-3 設計図書の照査等			
25	1.図面原図の貸与	1.図面原図の貸与			
26	受注者からの要求があり、監督職員が必要と認めた場合、受注者に図面の原図を貸与することができる。ただし、共通仕様書が備えなければならない。等市販・公開されているものについては、受注者が備えなければならない。	受注者からの要求があり、監督職員が必要と認めた場合、受注者に図面の原図 <b>若しくは電子データ</b> を貸与することができる。ただし、共通仕様書が備えなければならない。等市販・公開されているものについては、受注者が備えなければならない。			○
27	1-1-1-7 工事用地等の使用	1-1-1-7 工事用地等の使用			
28	2.用地の確保	2.用地の確保			
29	設計図書において受注者が確保するものとされる用地及び工事の施工上受注者が必要とする用地については、自ら準備し、確保するものとする。この場合において、工事の施工上受注者が必要とする用地とは、営繕用地(受注者の現場事務所、宿舍、駐車場)及び型枠または鉄筋作業場等専ら受注者が使用する用地並びに構造物掘削等に伴う借地等をいう。	設計図書において受注者が確保するものとされる用地及び工事の施工上受注者が必要とする用地については、自ら準備し、確保するものとする。この場合において、工事の施工上受注者が必要とする用地とは、営繕用地(受注者の現場事務所、宿舍、駐車場)及び型枠または鉄筋作業場等専ら受注者が使用する用地並びに <b>発注者の負担により借地する範囲以外</b> の構造物掘削等に伴う借地等をいう。			○
30	1-1-1-17 支給材料及び貸与品	1-1-1-17 支給材料及び貸与品			
31		<b>5.貸与機械の使用</b>			○
32	3-1-1-5から編入 (記載内容変更なし)	(適用除外)			○
33	<b>5.返還</b>	<b>6.返還</b>			○
34	<b>6.修理等</b>	<b>7.修理等</b>			○

# 新旧対照表

第1編 共通編 第1章 総則

No	条文		新規	削除	改訂
	旧・条文構成(令和3年8月)	新・条文構成(令和4年4月)			
35	<b>7.流用の禁止</b>	<b>8.流用の禁止</b>			○
36	<b>8.所有権</b>	<b>9.所有権</b>			○
37	<b>1-1-1-19 建設副産物</b>	<b>1-1-1-19 建設副産物</b>			
38	<b>8.実施書の提出</b>	<b>8.実施書の提出</b>			
39	受注者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完了後速やかに実施状況を記録した「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を <b>発注者</b> に提出しなければならない。	受注者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完了後速やかに実施状況を記録した「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を <b>監督職員</b> に提出しなければならない。			○
40	<b>1-1-1-24 施工管理</b>	<b>1-1-1-24 施工管理</b>			
41		<b>9.品質記録台帳</b>			○
42	3-1-1-11から編入 (記載内容変更なし)	(適用除外)			○
43	<b>1-1-1-27 工事中の安全確保</b>	<b>1-1-1-27 工事中の安全確保</b>			
44	<b>1.安全指針等の遵守</b>	<b>1.安全指針等の遵守</b>			
45	受注者は、土木工事安全施工技術指針(国土交通大臣官房技術審議官通達、令和2年3月)、建設機械施工安全技術指針(国土交通省 大臣官房技術調査課長、国土交通省 総合政策局建設施工企画課長通達、平成17年3月31日)、「港湾工事安全施工指針(社)日本埋立浚渫協会」、「潜水作業安全施工指針(社)日本潜水協会」及び「作業船団安全運航指針(社)日本海上起重技術協会」、JIS A 8972(斜面・法面工事用仮設設備)を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針は当該工事の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。	受注者は、土木工事安全施工技術指針(国土交通大臣官房技術審議官通達、令和4年2月)、建設機械施工安全技術指針(国土交通省 大臣官房技術調査課長、国土交通省 総合政策局建設施工企画課長通達、平成17年3月31日)、「港湾工事安全施工指針(社)日本埋立浚渫協会」、「潜水作業安全施工指針(社)日本潜水協会」及び「作業船団安全運航指針(社)日本海上起重技術協会」、JIS A 8972(斜面・法面工事用仮設設備)を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針は当該工事の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。			○
46		<b>2.建設工事公衆災害防止対策要綱</b>			○
47	3-1-1-12から編入 (記載内容変更なし)	受注者は、建設工事公衆災害防止対策要綱(国土交通省 告示第496号、令和元年9月2日)を遵守して災害の防止を図らなければならない。			○
48	<b>2.支障行為等の防止</b>	<b>3.支障行為等の防止</b>			○
49		<b>4.使用する建設機械</b>			○
50	3-1-1-12から編入 (記載内容変更なし)	受注者は、土木工事に使用する建設機械の選定、使用等について、設計図書により建設機械が指定されている場合には、これに適合した建設機械を使用しなければならない。ただし、より条件に合った機械がある場合には、監督職員の承諾を得て、それを使用することができる。			○
51	<b>3.周辺への支障防止</b>	<b>5.周辺への支障防止</b>			○
52		<b>6.架空線等事故防止対策</b>			○
53	3-1-1-12から編入 (記載内容変更なし)	受注者は、架空線等上空施設の位置及び占有者を把握するため、工事現場等の架空線等上空施設の現地調査(場所、種類、高さ等)を行い、必要に応じ対策を講じなければならない。			○
54	<b>4.防災体制</b>	<b>7.防災体制</b>			○
55	<b>5.第三者の立ち入り禁止措置</b>	<b>8.第三者の立ち入り禁止措置</b>			○
56	<b>6.安全巡視</b>	<b>9.安全巡視</b>			○
57	<b>7.現場環境改善</b>	<b>10.現場環境改善</b>			○

# 新旧対照表

## 第1編 共通編 第1章 総則

No	条文		新規	削除	改訂
	旧・条文構成(令和3年8月)	新・条文構成(令和4年4月)			
58	<b>8.定期安全研修・訓練等</b>	<b>11.定期安全研修・訓練等</b>			○
59	受注者は、工事着手後、作業員全員の参加により月当たり、半日以上時間を割当て、以下の各号から実施する内容を選択し、定期的に安全に関する研修・訓練等を実施しなければならない。	受注者は、工事着手後、作業員全員の参加により月当たり、半日以上時間を割当て、以下の各号から実施する内容を選択し、定期的に安全に関する研修・訓練等を実施しなければならない。 <b>なお、作業員全員の参加が困難な場合は、複数回に分けて実施する事も出来る。</b>			○
60	<b>9.施工計画書</b>	<b>12.施工計画書</b>			○
61	<b>10.安全教育・訓練等の記録</b>	<b>13.安全教育・訓練等の記録</b>			○
62	<b>11.関係機関との連絡</b>	<b>14.関係機関との連絡</b>			○
63	<b>12.工事関係者の連絡会議</b>	<b>15.工事関係者の連絡会議</b>			○
64	<b>13.安全衛生協議会の設置</b>	<b>16.安全衛生協議会の設置</b>			○
65	<b>14.安全優先</b>	<b>17.安全優先</b>			○
66	<b>15.災害発生時の応急処置</b>	<b>18.災害発生時の応急処置</b>			○
67	<b>16.地下埋設物等の調査</b>	<b>19.地下埋設物等の調査</b>			○
68	<b>17.不明の地下埋設物件等の処置</b>	<b>20.不明の地下埋設物件等の処置</b>			○
69	<b>18.地下埋設物件等損害時の措置</b>	<b>21.地下埋設物件等損害時の措置</b>			○
70	<b>1-1-1-31 環境対策</b>	<b>1-1-1-31 環境対策</b>			
71	<b>6.排出ガス対策型建設機械</b>	<b>6.排出ガス対策型建設機械</b>			
72	受注者は、工事の施工にあたり表1-1-1に示す建設機械を使用する場合は、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(平3年10月8日付建設省 経機発第249号)」、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程(最終改正平成24年3月23日付国土交通省 告示第318号)」もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領(最終改訂平成23年7月13日付国総環第1号)」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械(以下「排出ガス対策型建設機械等」という。)を使用しなければならない。 排出ガス対策型建設機械等を使用できないことを監督職員が認めた場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用することができるが、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。 受注者は、トンネル坑内作業において表1-1-2に示す建設機械を使用する場合は、2011年以降の排出ガス基準に適合するものとして「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則」(令和元年6月改正経済産業省・国土交通省・環境省 令第1号)16条第1項第2号もしくは第20条第1項第2号に定める表示が付された特定特殊自動車、または「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成3年10月8日付建設省 経機発第249号)」もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領(最終改訂平成23年7月13日付国総環第1号)」に基づき指定されたトンネル工事中用排出ガス対策型建設機械(以下「トンネル工事中用排出ガス対策型建設機械等」という。)を使用しなければならない。	受注者は、工事の施工にあたり表1-1-1に示す建設機械を使用する場合は、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(平3年10月8日付建設省 経機発第249号)」、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程(最終改正平成24年3月23日付国土交通省 告示第318号)」もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領(最終改訂平成28年8月30日付国総環第6号)」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械(以下「排出ガス対策型建設機械等」という。)を使用しなければならない。 排出ガス対策型建設機械等を使用できないことを監督職員が認めた場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用することができるが、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。 受注者は、トンネル坑内作業において表1-1-2に示す建設機械を使用する場合は、2011年以降の排出ガス基準に適合するものとして「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則」(令和元年6月改正経済産業省・国土交通省・環境省 令第1号)16条第1項第2号もしくは第20条第1項第2号に定める表示が付された特定特殊自動車、または「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成3年10月8日付建設省 経機発第249号)」もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領(最終改訂平成28年8月30日付国総環第6号)」に基づき指定されたトンネル工事中用排出ガス対策型建設機械(以下「トンネル工事中用排出ガス対策型建設機械等」という。)を使用しなければならない。			○
73	<b>1-1-1-33 交通安全管理</b>	<b>1-1-1-33 交通安全管理</b>			
74		<b>2.施工計画書</b>			○
75	<b>3-1-1-13から編入 (記載内容変更なし)</b>	受注者は、指定された工事中用道路の使用開始前に当該道路の維持管理、補修及び使用方法等を施工計画書に記載しなければならない。この場合において、受注者は、関係機関に所要の手続きをとるものとし、発注者が特に指示する場合を除き、標識の設置その他の必要な措置を行わなければならない。			○
76	<b>2.輸送災害の防止</b>	<b>3.輸送災害の防止</b>			○
77	<b>3.交通安全等輸送計画</b>	<b>4.交通安全等輸送計画</b>			○

# 新旧対照表

## 第1編 共通編 第1章 総則

No	条文		新規	削除	改訂
	旧・条文構成(令和3年8月)	新・条文構成(令和4年4月)			
78	<b>4.交通安全法令の遵守</b>	<b>5.交通安全法令の遵守</b>			○
79	受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、監督職員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令(平成30年12月改正内閣府・国土交通省 令第5号)、道路工事現場における標示施設等の設置基準(建設省 道路局長通知、昭和37年8月30日)、道路工事現場における表示施設等の設置基準の一部改正について(局長通知平成18年3月31日国道利37号・国道国防第205号)、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について(国土交通省 道路局路政課長、国道・防災課長通知平成18年3月31日国道利38号・国道国防第206号)及び道路工事保安施設設置基準(案)(建設省 道路局国道第一課通知昭和47年2月)に基づき、安全対策を講じなければならない。	受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、監督職員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令(令和2年3月改正内閣府・国土交通省 令第1号)、道路工事現場における標示施設等の設置基準(建設省 道路局長通知、昭和37年8月30日)、道路工事現場における表示施設等の設置基準の一部改正について(局長通知平成18年3月31日国道利37号・国道国防第205号)、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について(国土交通省 道路局路政課長、国道・防災課長通知平成18年3月31日国道利38号・国道国防第206号)及び道路工事保安施設設置基準(案)(建設省 道路局国道第一課通知昭和47年2月)に基づき、安全対策を講じなければならない。			○
80	<b>5.工事用道路使用の責任</b>	<b>6.工事用道路使用の責任</b>			○
81	<b>6.工事用道路共用時の処置</b>	<b>7.工事用道路共用時の処置</b>			○
82		<b>8.工事用道路の維持管理</b>			○
83	3-1-1-13から編入 (記載内容変更なし)	受注者は、設計図書において指定された工事用道路を使用する場合は、設計図書の定めに従い、工事用道路の維持管理及び補修を行うものとする。			○
84	<b>7.公衆交通の確保</b>	<b>9.公衆交通の確保</b>			○
85	<b>8.水上交通</b>	<b>10.水上交通</b>			○
86	<b>9.作業区域の標示等</b>	<b>11.作業区域の標示等</b>			○
87	<b>10.水中落下支障物の処置</b>	<b>12.水中落下支障物の処置</b>			○
88	<b>11.作業船舶機械故障時の処理</b>	<b>13.作業船舶機械故障時の処理</b>			○
89	<b>12.通行許可</b>	<b>14.通行許可</b>			○
90	受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令(平成31年3月改正政令第41号)第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第47条の2に基づく通行許可を得ていることを確認しなければならない。また、道路交通法施行令(令和元年9月改正政令第109号)第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法(令和元年6月改正法律第37号)第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。	受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令(平成31年3月改正政令第41号)第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第47条の2に基づく通行許可を得ていることを確認しなければならない。また、道路交通法施行令(令和2年6月改正政令第181号)第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法(令和2年6月改正法律第52号)第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。			○
91	<b>1-1-1-35 諸法令の遵守</b>	<b>1-1-1-35 諸法令の遵守</b>			
92	<b>1.諸法令の遵守</b>	<b>1.諸法令の遵守</b>			
93	(4) 労働基準法(平成30年7月改正 法律第71号)	(4) 労働基準法(令和2年3月改正 法律第14号)			○
94	(8) 雇用保険法(平成30年7月改正 法律第71号)	(8) 雇用保険法(令和2年6月改正 法律第54号)			○
95	(9) 労働者災害補償保険法(平成30年5月改正 法律第31号)	(9) 労働者災害補償保険法(令和2年6月改正 法律第40号)			○
96	(10) 健康保険法(令和元年5月改正 法律第9号)	(10) 健康保険法(令和2年6月改正 法律第52号)			○
97	(11) 中小企業退職金共済法(令和元年5月改正 法律第16号)	(11) 中小企業退職金共済法(令和2年6月改正 法律第40号)			○
98	(12) 建設労働者の雇用の改善等に関する法律(令和元年6月改正 法律第37号)	(12) 建設労働者の雇用の改善等に関する法律(令和2年3月改正 法律第14号)			○
99	(13) 出入国管理及び難民認定法(平成30年12月改正 法律第102号)	(13) 出入国管理及び難民認定法(令和元年12月改正 法律第63号)			○
100	(14) 道路法(平成30年3月改正 法律第6号)	(14) 道路法(令和2年6月改正 法律第49号)			○
101	(15) 道路交通法(令和元年6月改正 法律第37号)	(15) 道路交通法(令和2年6月改正 法律第52号)			○
102	(16) 道路運送法(令和元年6月改正 法律第37号)	(16) 道路運送法(令和2年6月改正 法律第36号)			○

# 新旧対照表

## 第1編 共通編 第1章 総則

No	条文		新規	削除	改訂
	旧・条文構成(令和3年8月)	新・条文構成(令和4年4月)			
103	(17) 道路運送車両法(令和元年6月改正 法律第37号)	(17) 道路運送車両法(令和2年3月改正 法律第5号)			○
104	(22) 港湾法(令和元年6月改正 法律第37号)	(22) 港湾法(令和2年6月改正 法律第49号)			○
105	(26) 航空法(令和元年6月改正 法律第38号)	(26) 航空法(令和2年6月改正 法律第61号)			○
106	(28) 軌道法(平成29年6月改正 法律第45号)	(28) 軌道法(令和2年6月改正 法律第41号)			○
107	(29) 森林法(平成30年6月改正 法律第35号)	(29) 森林法(令和2年6月改正 法律第41号)			○
108	(32) 大気汚染防止法(平成29年6月改正 法律第45号)	(32) 大気汚染防止法(令和2年6月改正 法律第39号)			○
109	(38) 文化財保護法(平成30年6月改正 法律第42号)	(38) 文化財保護法(令和2年6月改正 法律第41号)			○
110	(40) 電気事業法(平成30年6月改正 法律第41号)	(40) 電気事業法(令和2年6月改正 法律第49号)			○
111	(43) 建築基準法(令和元年6月改正 法律第37号)	(43) 建築基準法(令和2年6月改正 法律第43号)			○
112	(63) 厚生年金保険法(平成30年7月改正 法律第71号)	(63) 厚生年金保険法(令和2年6月改正 法律第40号)			○
113	(68) 所得税法(令和元年6月改正 法律第28号)	(68) 所得税法(令和2年3月改正 法律第8号)			○
114	(70) 船員保険法(令和元年5月改正 法律第9号)	(70) 船員保険法(令和2年6月改正 法律第52号)			○
115	(71) 著作権法(平成30年7月改正 法律第72号)	(71) 著作権法(令和2年6月改正 法律第48号)			○
116	(72) 電波法(令和元年6月改正 法律第23号)	(72) 電波法(令和2年4月改正 法律第23号)			○
117	(73) 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法(令和元年6月改正 法律第20号)	(73) 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法(令和2年6月改正 法律第42号)			○
118	(74) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律(平成29年6月改正 法律第45号)	(74) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律(令和2年3月改正 法律第14号)			○
119	(75) 農薬取締法(平成30年6月改正 法律第53号)	(75) 農薬取締法(令和元年12月改正 法律第62号)			○
120	(81) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成30年6月改正 法律第67号)	(81) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(令和2年6月改正 法律第42号)			○
121		<b>1-1-1-38 工事測量</b>			○
122		<b>3.仮設標識</b>			○
123	3-1-1-14から編入 (記載内容変更なし)	受注者は、丁張、その他工事施工の基準となる仮設標識を、設置しなければならない。			○
124	<b>3.工事用測量標の取扱い</b>	<b>4.工事用測量標の取扱い</b>			○
125	<b>4.既存杭の保全</b>	<b>5.既存杭の保全</b>			○
126	<b>5.水準測量・水深測量</b>	<b>6.水準測量・水深測量</b>			○

# 新旧対照表

第1編 共通編 第2章 土工

No	条文		新規	削除	改訂
	旧・条文構成(令和3年8月)	新・条文構成(令和4年4月)			
1	第1編 共通編	第1編 共通編			
2	第2章 土工	第2章 土工			
3	第2節 適用すべき諸基準	第2節 適用すべき諸基準			
4	国土交通省道路土工構造物技術基準(平成27年3月)	日本道路協会 道路土工構造物技術基準・同解説(平成29年3月)			○
5	1-2-4-1	1-2-4-1			
6	15.建設発生土の処理結果	15.建設発生土の処理結果			
7	受注者は、建設発生土の処理結果について、「建設発生土処理明細書」「建設発生土確認票」を監督職員に提出し報告しなければならない。 また、「その他残土処理明細書」、「処理数量が確認できる処分場の受入検印のある搬入伝票」等について、監督職員または検査員から請求があった場合は速やかに提示しなければならない。	受注者は、建設発生土の処理結果について、「再生資源利用促進実施書」を監督職員に提出し報告しなければならない。 また、「建設発生土処理明細書」、「処理数量が確認できる処分場の受入検印のある搬入伝票」等について、監督職員または検査員から請求があった場合は速やかに提示しなければならない。			○

新旧対照表第1編 共通編 第3章 無筋・鉄筋コンクリート

No	条文		新規	削除	改訂
	旧・条文構成(令和3年8月)	新・条文構成(令和4年4月)			
1	第1編 共通編	第1編 共通編			
2	第3章 無筋・鉄筋コンクリート	第3章 無筋・鉄筋コンクリート			
3	第2節 適用すべき諸基準	第2節 適用すべき諸基準			
4	1.適用規定	1.適用規定			
5	土木学会鉄筋定着・継手指針(平成19年8月)	土木学会 鉄筋定着・継手指針(令和2年3月)			○
6	第3節 レディーミクストコンクリート	第3節 レディーミクストコンクリート			
7	1-3-3-3 配合	1-3-3-3 配合			
8	1.一般事項	1.一般事項			
9	受注者は、コンクリートの配合において、設計図書の規定のほか、構造物の目的に必要な強度、耐久性、ひび割れ抵抗性、鋼材を保護する性能、水密性及び作業に適するワーカビリティをもつ範囲内で単位水量を少なくするように定めなければならない。	受注者は、コンクリートの配合において、設計図書の規定のほか、構造物の目的に必要な強度、耐久性、ひび割れ抵抗性、鋼材を保護する性能、水密性及び作業に適するワーカビリティが得られる範囲内で単位水量を少なくするように定めなければならない。			○
10	第5節 現場練りコンクリート	第5節 現場練りコンクリート			
11	1-3-5-4 材料の計量及び練混ぜ	1-3-5-4 材料の計量及び練混ぜ			
12	2.材料の計量	2.材料の計量			
13	(6) 受注者は、各材料を、一練り分ずつ重量で計量しなければならない。ただし、水及び混和剤溶液は容積で計量してもよいものとする。 なお、一練りの量は、工事の種類、コンクリートの打込み量、練りませ設備、運搬方法等を考慮して定めなければならない。	(6) 受注者は、各材料を、一バッチ分ずつ質量で計量しなければならない。ただし、水及び混和剤溶液については、表1-3-2に示した許容差内である場合には、容積で計量してもよいものとする。 なお、一バッチの量は、工事の種類、コンクリートの打込み量、練りませ設備、運搬方法等を考慮して定めなければならない。			○
14	第7節 鉄筋工	第7節 鉄筋工			
15	1-3-7-5 継手	1-3-7-5 継手			
16	3.継手位置の相互ずらし	3.継手位置			
17	受注者は、原則、継手を同一断面に集めてはならない。また、受注者は、継手を同一断面に集めないため、継手位置を軸方向に相互にずらす距離は、継手の長さ鉄筋直径の25倍を加えた長さ以上としなければならない。継手が同一断面となる場合は、継手が確実に施工でき、継手付近のコンクリートが確実に充填され、継手としての性能が発揮されるとともに、構造物や部材に求められる性能を満たしていることを確認しなければならない。	受注者は、原則、継手を同一断面に集めてはならない。また、受注者は、継手を同一断面に集めないため、継手位置を軸方向に互いにずらす距離は、継手の長さ鉄筋直径の25倍を加えた長さ以上としなければならない。継手が同一断面となる場合は、継手が確実に施工でき、継手付近のコンクリートが確実に充填され、継手としての性能が発揮されるとともに、構造物や部材に求められる性能を満たしていることを確認しなければならない。			
18		8.機械式鉄筋継手	○		
19		(1) 機械式鉄筋継手工法を採用する場合は、「現場打ちコンクリート構造物に適用する機械式鉄筋継手工法ガイドライン(平成29年3月)」に基づき実施するものとする。受注者は、施工する工法について必要な性能に関し、公的機関等(所定の試験、評価が可能な大学や自治体、民間の試験機関を含む)による技術的な確認を受け交付された証明書の写しを監督職員の承諾を得なければならない。また、機械式鉄筋継手の施工については、以下の各号の規定によるものとする。	○		
20		① 使用する工法に応じた施工要領を施工計画書に記載し、施工を行わなければならない。	○		
21		② 機械式鉄筋継手工法の品質管理は、使用する工法に応じた確認項目や頻度、方法、合否判定基準等を施工計画書に明示した上で、施工管理や検査時においては、これに従って確認を行わなければならない。また、機械式鉄筋継手工法の信頼度は、土木学会鉄筋定着・継手指針(令和2年3月土木学会)の信頼度Ⅱ種を基本とするが、設計時にⅠ種を適用している場合は、設計時の信頼度に従って施工管理を行わなければならない。	○		
22		(2) 設計時に機械式鉄筋継手工法が適用されていない継手において、機械式鉄筋継手工法を適用する場合は、別途、監督職員と協議し、設計で要求した性能を満足していることや性能を確保するために必要な継手等級を三者会議等を利用し、設計者に確認した上で適用すること。	○		

新旧対照表 第2編材料編 第2章 土木工事材料

No	条文		新規	削除	改訂																																																																																																																																				
	旧・条文構成(令和3年8月)	新・条文構成(令和4年4月)																																																																																																																																							
1	第2編 材料編																																																																																																																																								
2	第2章 土木工事材料																																																																																																																																								
3	第8節 瀝青材料																																																																																																																																								
4	2-2-8-3 再生用添加剤																																																																																																																																								
5	再生用添加剤の品質は、労働安全衛生法施行令(令和元年6月改正政令第19号)に規定されている特定化学物質を含まないものとし、表2-2-24、表2-2-25、表2-2-26の規格に適合するものとする。	再生用添加剤の品質は、労働安全衛生法施行令(令和2年4月改正政令第148号)に規定されている特定化学物質を含まないものとし、表2-2-24、表2-2-25、表2-2-26の規格に適合するものとする。			○																																																																																																																																				
6	第12節 道路標識及び区画線																																																																																																																																								
7	2-2-12-1 道路標識																																																																																																																																								
8	<p>表2-2-27 封入レンズ型反射シートの反射性能</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>観測角°</th> <th>入射角°</th> <th>白</th> <th>黄</th> <th>赤</th> <th>青</th> <th>緑</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">12°</td> <td>5°</td> <td>70</td> <td>60</td> <td>16</td> <td>4.0</td> <td>9.0</td> </tr> <tr> <td>30°</td> <td>30</td> <td>22</td> <td>6.0</td> <td>1.7</td> <td>3.5</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">(0.2°)</td> <td>40°</td> <td>10</td> <td>7.0</td> <td>2.0</td> <td>0.5</td> <td>1.5</td> </tr> <tr> <td>5°</td> <td>50</td> <td>35</td> <td>10</td> <td>2.0</td> <td>7.0</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">(0.33°)</td> <td>30°</td> <td>24</td> <td>16</td> <td>4.0</td> <td>1.0</td> <td>3.0</td> </tr> <tr> <td>40°</td> <td>9.0</td> <td>6.0</td> <td>1.8</td> <td>0.4</td> <td>1.2</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2°</td> <td>5°</td> <td>5.0</td> <td>3.0</td> <td>0.8</td> <td>0.2</td> <td>0.6</td> </tr> <tr> <td>30°</td> <td>2.5</td> <td>1.5</td> <td>0.4</td> <td>0.1</td> <td>0.3</td> </tr> <tr> <td></td> <td>40°</td> <td>1.5</td> <td>1.0</td> <td>0.3</td> <td>0.06</td> <td>0.2</td> </tr> </tbody> </table>	観測角°	入射角°	白	黄	赤	青	緑	12°	5°	70	60	16	4.0	9.0	30°	30	22	6.0	1.7	3.5	(0.2°)	40°	10	7.0	2.0	0.5	1.5	5°	50	35	10	2.0	7.0	(0.33°)	30°	24	16	4.0	1.0	3.0	40°	9.0	6.0	1.8	0.4	1.2	2°	5°	5.0	3.0	0.8	0.2	0.6	30°	2.5	1.5	0.4	0.1	0.3		40°	1.5	1.0	0.3	0.06	0.2	<p>表2-2-27 封入レンズ型反射シートの反射性能</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>観測角°</th> <th>入射角°</th> <th>白</th> <th>黄</th> <th>赤</th> <th>青</th> <th>緑</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">12°</td> <td>5°</td> <td>70</td> <td>60</td> <td>16</td> <td>4.0</td> <td>9.0</td> </tr> <tr> <td>30°</td> <td>30</td> <td>22</td> <td>6.0</td> <td>1.7</td> <td>3.5</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">(0.2°)</td> <td>40°</td> <td>10</td> <td>7.0</td> <td>2.0</td> <td>0.5</td> <td>1.5</td> </tr> <tr> <td>5°</td> <td>50</td> <td>35</td> <td>10</td> <td>2.0</td> <td>7.0</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">(0.33°)</td> <td>30°</td> <td>24</td> <td>16</td> <td>4.0</td> <td>1.0</td> <td>3.0</td> </tr> <tr> <td>40°</td> <td>9.0</td> <td>6.0</td> <td>1.8</td> <td>0.4</td> <td>1.2</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2.0°</td> <td>5°</td> <td>5.0</td> <td>3.0</td> <td>0.8</td> <td>0.2</td> <td>0.6</td> </tr> <tr> <td>30°</td> <td>2.5</td> <td>1.5</td> <td>0.4</td> <td>0.1</td> <td>0.3</td> </tr> <tr> <td></td> <td>40°</td> <td>1.5</td> <td>1.0</td> <td>0.3</td> <td>0.06</td> <td>0.2</td> </tr> </tbody> </table>	観測角°	入射角°	白	黄	赤	青	緑	12°	5°	70	60	16	4.0	9.0	30°	30	22	6.0	1.7	3.5	(0.2°)	40°	10	7.0	2.0	0.5	1.5	5°	50	35	10	2.0	7.0	(0.33°)	30°	24	16	4.0	1.0	3.0	40°	9.0	6.0	1.8	0.4	1.2	2.0°	5°	5.0	3.0	0.8	0.2	0.6	30°	2.5	1.5	0.4	0.1	0.3		40°	1.5	1.0	0.3	0.06	0.2			○
観測角°	入射角°	白	黄	赤	青	緑																																																																																																																																			
12°	5°	70	60	16	4.0	9.0																																																																																																																																			
	30°	30	22	6.0	1.7	3.5																																																																																																																																			
(0.2°)	40°	10	7.0	2.0	0.5	1.5																																																																																																																																			
	5°	50	35	10	2.0	7.0																																																																																																																																			
(0.33°)	30°	24	16	4.0	1.0	3.0																																																																																																																																			
	40°	9.0	6.0	1.8	0.4	1.2																																																																																																																																			
2°	5°	5.0	3.0	0.8	0.2	0.6																																																																																																																																			
	30°	2.5	1.5	0.4	0.1	0.3																																																																																																																																			
	40°	1.5	1.0	0.3	0.06	0.2																																																																																																																																			
観測角°	入射角°	白	黄	赤	青	緑																																																																																																																																			
12°	5°	70	60	16	4.0	9.0																																																																																																																																			
	30°	30	22	6.0	1.7	3.5																																																																																																																																			
(0.2°)	40°	10	7.0	2.0	0.5	1.5																																																																																																																																			
	5°	50	35	10	2.0	7.0																																																																																																																																			
(0.33°)	30°	24	16	4.0	1.0	3.0																																																																																																																																			
	40°	9.0	6.0	1.8	0.4	1.2																																																																																																																																			
2.0°	5°	5.0	3.0	0.8	0.2	0.6																																																																																																																																			
	30°	2.5	1.5	0.4	0.1	0.3																																																																																																																																			
	40°	1.5	1.0	0.3	0.06	0.2																																																																																																																																			
9	<p>表2-2-28 カプセルレンズ型反射シートの反射性能</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>観測角°</th> <th>入射角°</th> <th>白</th> <th>黄</th> <th>赤</th> <th>青</th> <th>緑</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">12°</td> <td>5°</td> <td>250</td> <td>170</td> <td>45</td> <td>20</td> <td>45</td> </tr> <tr> <td>30°</td> <td>150</td> <td>100</td> <td>25</td> <td>11</td> <td>25</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">(0.2°)</td> <td>40°</td> <td>110</td> <td>70</td> <td>16</td> <td>8.0</td> <td>16</td> </tr> <tr> <td>5°</td> <td>180</td> <td>122</td> <td>25</td> <td>14</td> <td>21</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">(0.33°)</td> <td>30°</td> <td>100</td> <td>57</td> <td>14</td> <td>7.0</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>40°</td> <td>95</td> <td>54</td> <td>13</td> <td>7.0</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2°</td> <td>5°</td> <td>5</td> <td>3</td> <td>0.8</td> <td>0.3</td> <td>0.6</td> </tr> <tr> <td>30°</td> <td>2.5</td> <td>1.5</td> <td>0.4</td> <td>0.1</td> <td>0.3</td> </tr> <tr> <td></td> <td>40°</td> <td>1.5</td> <td>1.0</td> <td>0.3</td> <td>0.06</td> <td>0.2</td> </tr> </tbody> </table>	観測角°	入射角°	白	黄	赤	青	緑	12°	5°	250	170	45	20	45	30°	150	100	25	11	25	(0.2°)	40°	110	70	16	8.0	16	5°	180	122	25	14	21	(0.33°)	30°	100	57	14	7.0	11	40°	95	54	13	7.0	11	2°	5°	5	3	0.8	0.3	0.6	30°	2.5	1.5	0.4	0.1	0.3		40°	1.5	1.0	0.3	0.06	0.2	<p>表2-2-28 カプセルレンズ型反射シートの反射性能</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>観測角°</th> <th>入射角°</th> <th>白</th> <th>黄</th> <th>赤</th> <th>青</th> <th>緑</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">12°</td> <td>5°</td> <td>250</td> <td>170</td> <td>45</td> <td>20</td> <td>45</td> </tr> <tr> <td>30°</td> <td>150</td> <td>100</td> <td>25</td> <td>11</td> <td>25</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">(0.2°)</td> <td>40°</td> <td>110</td> <td>70</td> <td>16</td> <td>8.0</td> <td>16</td> </tr> <tr> <td>5°</td> <td>180</td> <td>122</td> <td>25</td> <td>14</td> <td>21</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">(0.33°)</td> <td>30°</td> <td>100</td> <td>67</td> <td>14</td> <td>7.0</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>40°</td> <td>95</td> <td>64</td> <td>13</td> <td>7.0</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2.0°</td> <td>5°</td> <td>5.0</td> <td>3.0</td> <td>0.8</td> <td>0.3</td> <td>0.6</td> </tr> <tr> <td>30°</td> <td>2.5</td> <td>1.5</td> <td>0.4</td> <td>0.1</td> <td>0.3</td> </tr> <tr> <td></td> <td>40°</td> <td>1.5</td> <td>1.0</td> <td>0.3</td> <td>0.06</td> <td>0.2</td> </tr> </tbody> </table>	観測角°	入射角°	白	黄	赤	青	緑	12°	5°	250	170	45	20	45	30°	150	100	25	11	25	(0.2°)	40°	110	70	16	8.0	16	5°	180	122	25	14	21	(0.33°)	30°	100	67	14	7.0	11	40°	95	64	13	7.0	11	2.0°	5°	5.0	3.0	0.8	0.3	0.6	30°	2.5	1.5	0.4	0.1	0.3		40°	1.5	1.0	0.3	0.06	0.2			○
観測角°	入射角°	白	黄	赤	青	緑																																																																																																																																			
12°	5°	250	170	45	20	45																																																																																																																																			
	30°	150	100	25	11	25																																																																																																																																			
(0.2°)	40°	110	70	16	8.0	16																																																																																																																																			
	5°	180	122	25	14	21																																																																																																																																			
(0.33°)	30°	100	57	14	7.0	11																																																																																																																																			
	40°	95	54	13	7.0	11																																																																																																																																			
2°	5°	5	3	0.8	0.3	0.6																																																																																																																																			
	30°	2.5	1.5	0.4	0.1	0.3																																																																																																																																			
	40°	1.5	1.0	0.3	0.06	0.2																																																																																																																																			
観測角°	入射角°	白	黄	赤	青	緑																																																																																																																																			
12°	5°	250	170	45	20	45																																																																																																																																			
	30°	150	100	25	11	25																																																																																																																																			
(0.2°)	40°	110	70	16	8.0	16																																																																																																																																			
	5°	180	122	25	14	21																																																																																																																																			
(0.33°)	30°	100	67	14	7.0	11																																																																																																																																			
	40°	95	64	13	7.0	11																																																																																																																																			
2.0°	5°	5.0	3.0	0.8	0.3	0.6																																																																																																																																			
	30°	2.5	1.5	0.4	0.1	0.3																																																																																																																																			
	40°	1.5	1.0	0.3	0.06	0.2																																																																																																																																			



新旧対照表 第3編 土木工事共通編 第1章 総則

No	条文		新規	削除	改訂
	旧・条文構成(令和3年8月)	新・条文構成(令和4年4月)			
1	<b>第3編 土木工事共通編</b>	<b>第3編 土木工事共通編</b>			
2	<b>第1章 総 則</b>	<b>第1章 総 則</b>			
3	<b>第1節 総 則</b>	<b>第1節 総 則</b>			
4	<b>3-1-1-1 用語の定義</b>				○
5	<b>1.一般事項</b>				○
6	土木工事にあつては、第1編の1-1-1-2用語の定義の規定に加え以下の用語の定義に従うものとする。	1-1-1-2に集約			○
7	<b>2.段階確認</b>				○
8	段階確認とは、設計図書に示された施工段階、監督職員の指示した施工途中の段階において、監督職員が臨場等により、出来形、品質、規格、数値等を確認することをいう。	1-1-1-2へ編入 (記載内容変更なし)			○
9	<b>3.技術検査</b>	1-1-1-2へ編入 (記載内容変更なし)			○
10	(適用除外)				○
11	<b>3-1-1-2 請負代金内訳書及び工事費構成書</b>	<b>3-1-1-1 請負代金内訳書及び工事費構成書</b>			○
12	<b>3-1-1-3 工程表</b>	<b>3-1-1-2 工程表</b>			○
13	<b>3-1-1-4 委託監督員</b>	<b>3-1-1-3 委託監督員</b>			○
14	<b>3-1-1-5 支給材料及び貸与品</b>				○
15	<b>1.適用規定</b>				○
16	土木工事にあつては、第1編の1-1-1-17支給材料及び貸与品の規定に加え以下の規定による。	1-1-1-17に集約			○
17	<b>2.貸与機械の使用</b>				○
18	(適用除外)	1-1-1-17へ編入 (記載内容変更なし)			○
19	<b>3-1-1-6 監督職員による確認及び立会等</b>	<b>3-1-1-4 監督職員による確認及び立会等</b>			○
20	<b>3-1-1-7 数量の算出</b>	<b>3-1-1-5 数量の算出</b>			○
21	<b>3-1-1-8 品質証明</b>	<b>3-1-1-6 品質証明</b>			○
22	<b>3-1-1-9 工事完成図書の納品</b>	<b>3-1-1-7 工事完成図書の納品</b>			○
23	<b>3-1-1-10 検査</b>	<b>3-1-1-8 検査</b>			○
24	<b>3-1-1-11 施工管理</b>				○
25	<b>1.適用規定</b>				○
26	土木工事にあつては、第1編の1-1-1-24施工管理の規定に加え以下の規定による。	1-1-1-24に集約			○
27	<b>2.品質記録台帳</b>				○
28	(適用除外)	1-1-1-24へ編入 (記載内容変更なし)			○
29	<b>3-1-1-12 工事中の安全確保</b>				○
30	<b>1.適用規定</b>				○
31	土木工事にあつては、第1編の1-1-1-27工事中の安全確保の規定に加え以下の規定による。	1-1-1-27に集約			○
32	<b>2.建設工事公衆災害防止対策要綱</b>				○
33	受注者は、建設工事公衆災害防止対策要綱(国土交通省告示第496号、令和元年9月2日)を遵守して災害の防止を図らなければならない。	1-1-1-27へ編入 (記載内容変更なし)			○
34	<b>3.使用する建設機械</b>				○

新旧対照表 第3編 土木工事共通編 第1章 総則

No	条文		新規	削除	改訂
	旧・条文構成(令和3年8月)	新・条文構成(令和4年4月)			
35	受注者は、土木工事に使用する建設機械の選定、使用等について、設計図書により建設機械が指定されている場合には、これに適合した建設機械を使用しなければならない。ただし、より条件に合った機械がある場合には、監督職員の承諾を得て、それを使用することができる。	1-1-1-27へ編入 (記載内容変更なし)			○
36	<b>4.架空線等事故防止対策</b>				○
37	受注者は、架空線等上空施設の位置及び占有者を把握するため、工事現場等の現地調査(場所、種類、高さ等)を行い、必要に応じ対策を講じなければならない。	1-1-1-27へ編入 (記載内容変更なし)			○
38	<b>3-1-1-13 交通安全管理</b>				○
39	<b>1.適用規定</b>				○
40	土木工事にあつては、第1編の1-1-1-33交通安全管理の規定に加え以下の規定による。	1-1-1-33に集約			○
41	<b>2.工事用道路の維持管理</b>				○
42	受注者は、設計図書において指定された工事用道路を使用する場合は、設計図書の定めに従い、工事用道路の維持管理及び補修を行うものとする。	1-1-1-33へ編入 (記載内容変更なし)			○
43	<b>3.施工計画書</b>				○
44	受注者は、指定された工事用道路の使用開始前に当該道路の維持管理、補修及び使用方法等を施工計画書に記載しなければならない。この場合において、受注者は、関係機関に所要の手続をとるものとし、発注者が特に指示する場合を除き、標識の設置その他の必要な措置を行わなければならない。	1-1-1-33へ編入 (記載内容変更なし)			○
45	<b>3-1-1-14 工事測量</b>				○
46	<b>1.適用規定</b>				○
47	土木工事にあつては、第1編の1-1-1-38工事測量の規定に加え以下の規定による。	1-1-1-38に集約			○
48	<b>2.仮設標識</b>				○
49	受注者は、丁張、その他工事施工の基準となる仮設標識を、設置しなければならない。	1-1-1-38へ編入 (記載内容変更なし)			○
50	<b>3-1-1-15 提出書類</b>	<b>3-1-1-9 提出書類</b>			○
51	<b>3-1-1-16 創意工夫</b>	<b>3-1-1-10 創意工夫</b>			○

新旧対照表第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工

No	条文		新規	削除	改訂
	旧・条文構成(令和3年8月)	新・条文構成(令和4年4月)			
1	第3編 土木工事共通編	第3編 土木工事共通編			
2	第2章 一般施工	第2章 一般施工			
3	第2節 適用すべき諸基準	第2節 適用すべき諸基準			
4	日本道路協会鋼道路橋施工便覧(平成27年3月)	日本道路協会 鋼道路橋施工便覧(令和2年9月)			○
5	日本道路協会杭基礎施工便覧(平成27年3月)	日本道路協会 杭基礎施工便覧(令和2年9月)			○
6	国土交通省道路標識設置基準(令和元年10月)	日本道路協会 道路標識設置基準・同解説(令和2年6月)			○
7	厚生労働省ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン(平成29年6月)	厚生労働省 ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン(令和2年7月)			○
8	第3節 共通の工種	第3節 共通の工種			
9	3-2-3-4 矢板工	3-2-3-4 矢板工			
10	14.落錘による打ち込み	14.落錘による打ち込み			
11	受注者は、落錐によりコンクリート矢板を打込む場合、落錐の重量は矢板の質量以上、錘の落下高は2m程度として施工しなければならない。	受注者は、落錐によりコンクリート矢板を打込む場合、落錐の質量は矢板の質量以上、錘の落下高は2m程度として施工しなければならない。			○
12	3-2-3-6 小型標識工	3-2-3-6 小型標識工			
13	1.一般事項	1.一般事項			
14	受注者は、認識上適切な反射特性を持ち、耐久性があり、維持管理が容易な反射材料を用いなければならない。	受注者は、視認上適切な反射性能を持ち、耐久性があり、維持管理が確実かつ容易な反射材料を用いなければならない。			○
15	2.反射標識の取扱い	2.反射標識の取扱い			
16	受注者は、全面反射の標識を用いるものとするが、警戒標識及び補助標識の黒色部分は無反射としなければならない。	受注者は、全面反射の標識を用いるものとする。ただし、警戒標識及び補助標識の黒色部分は無反射としなければならない。			○
17	12.錆止めの実施	12.錆止めの実施			
18	受注者は、標示板の素材に鋼板を用いる場合には、塗装に先立ち脱錆(酸洗い)などの下地処理を行った後、リン酸塩被膜法などによる錆止めを施さなければならない。	受注者は、標示板の素材に鋼板を用いる場合には、塗装に先立ち脱錆(酸洗い)などの下地処理を行った後、リン酸塩被膜法などによる錆止めを施さなければならない。			○
19	第4節 基礎工	第4節 基礎工			
20	3-2-4-4 既製杭工	3-2-4-4 既製杭工			
21	21.鋼管杭・H鋼杭の現場継手	21.鋼管杭・H鋼杭の現場継手			
22	既製杭工における鋼管杭及びH鋼杭の現場継手については、以下の各号の規定によるものとする。	既製杭工における鋼管杭及びH鋼杭の現場継手については、以下の各号の規定によるものとする。			
23	(1) 受注者は、鋼管杭及びH鋼杭の現場継手を溶接継手による場合については、アーク溶接継手とし、現場溶接に際しては溶接工の選定及び溶接の管理、指導、検査及び記録を行う溶接施工技術者を常駐させるとともに、以下の規定による。	(1) 受注者は、鋼管杭及びH鋼杭の現場継手を溶接継手による場合については、アーク溶接継手とし、現場溶接に際しては溶接工の選定及び溶接の管理、指導、検査及び記録を行う溶接施工技術者を常駐させるとともに、以下の規定による。			
24	(2) 受注者は、鋼管杭及びH鋼杭の溶接は、JIS Z 3801(手溶接技術検定における試験方法及び判定基準)に定められた試験のうち、その作業に該当する試験(または同等以上の検定試験)に合格した者でかつ現場溶接の施工経験が6ヶ月以上の者に行わなければならない。ただし半自動溶接を行う場合は、JIS Z 3841(半自動溶接技術検定における試験方法及び判定基準)に定められた試験の種類のうち、その作業に該当する試験(またはこれと同等以上の検定試験)に合格した者でなければならない。	(2) 受注者は、鋼管杭及びH鋼杭の溶接は、JIS Z 3801(手溶接技術検定における試験方法及び判定基準)に定められた試験のうち、その作業に該当する試験(または同等以上の検定試験)に合格した者でかつ現場溶接の施工経験が6ヶ月以上の者に行わなければならない。ただし半自動溶接を行う場合は、JIS Z 3841(半自動溶接技術検定における試験方法及び判定基準)に定められた試験の種類のうち、その作業に該当する試験(またはこれと同等以上の検定試験)に合格した者でかつ現場溶接の施工経験が6ヶ月以上の者に行わなければならない。			○
25	3-2-4-9 鋼管矢板基礎工	3-2-4-9 鋼管矢板基礎工			
26	11.鋼管矢板の溶接	11.鋼管矢板の溶接			
27	鋼管矢板基礎工において鋼管矢板の溶接を行う場合については、以下の各号の規定によるものとする。	鋼管矢板基礎工において鋼管矢板の溶接を行う場合については、以下の各号の規定によるものとする。			
28	(1) 受注者は、鋼管矢板の現場継手を溶接継手による場合については、アーク溶接継手とし、現場溶接に際しては溶接工の選定及び溶接の管理、指導、検査及び記録を行う溶接施工技術者を常駐させなければならない。	(1) 受注者は、鋼管矢板の現場継手を溶接継手による場合については、アーク溶接継手とし、現場溶接に際しては溶接工の選定及び溶接の管理、指導、検査及び記録を行う溶接施工技術者を常駐させなければならない。			

No	条文		新規	削除	改訂
	旧・条文構成(令和3年8月)	新・条文構成(令和4年4月)			
29	(2) 受注者は、鋼管矢板の溶接については、JIS Z 3801(手溶接技術検定における試験方法及び判定基準)に定められた試験のうち、その作業に該当する試験(または同等以上の検定試験)に合格した者で、かつ現場溶接の施工経験が6ヶ月以上の者に行わせなければならない。ただし半自動溶接を行う場合は、JIS Z 3841(半自動溶接技術検定における試験方法及び判定基準)に定められた試験の種類のうち、その作業に該当する試験(またはこれと同等以上の検定試験)に合格した者でなければならない。	(2) 受注者は、鋼管矢板の溶接については、JIS Z 3801(手溶接技術検定における試験方法及び判定基準)に定められた試験のうち、その作業に該当する試験(または同等以上の検定試験)に合格した者で、かつ現場溶接の施工経験が6ヶ月以上の者に行わせなければならない。ただし半自動溶接を行う場合は、JIS Z 3841(半自動溶接技術検定における試験方法及び判定基準)に定められた試験の種類のうち、その作業に該当する試験(またはこれと同等以上の検定試験)に合格した者で、 <b>かつ現場溶接の施工経験が6ヶ月以上の者に行わせなければならない。</b>			○
30	<b>3-2-6-7 アスファルト舗装工</b>	<b>3-2-6-7 アスファルト舗装工</b>			
31	<b>4.加熱アスファルト安定処理の規定</b>	<b>4.加熱アスファルト安定処理の規定</b>			
32	(5) 受注者は、加熱アスファルト安定処理混合物の排出時の温度について監督職員の承諾を得なければならない。また、その変動は、承諾を得た温度に対して±25℃の範囲内としなければならない。	(5) 受注者は、加熱アスファルト安定処理混合物の排出時(出荷時)の温度について監督職員の承諾を得なければならない。また、その変動は、承諾を得た温度に対して±25℃の範囲内としなければならない。			○
33	<b>3-2-6-11 グースアスファルト舗装工</b>	<b>3-2-6-11 グースアスファルト舗装工</b>			
34	<b>9.設計アスファルト量の決定</b>	<b>9.設計アスファルト量の決定</b>			
35	(2) グースアスファルト混合物の流動性については同一温度で同一のリユエル流動性であっても施工方法や敷きならし機械の重量などにより現場での施工法に差がでるので、受注者は、配合設計時にこれらの条件を把握するとともに過去の実績などを参考にして、最も適した値を設定しなければならない。	(2) グースアスファルト混合物の流動性については同一温度で同一のリユエル流動性であっても施工方法や敷きならし機械の質量などにより現場での施工法に差がでるので、受注者は、配合設計時にこれらの条件を把握するとともに過去の実績などを参考にして、最も適した値を設定しなければならない。			○
36	<b>第10節 仮設工</b>	<b>第10節 仮設工</b>			
37	<b>3-2-10-16 トンネル仮設備工</b>	<b>3-2-10-16 トンネル仮設備工</b>			
38	<b>10.換気等の効果確認</b>	<b>10.換気等の効果確認</b>			
39	受注者は、換気の実施等の効果を確認するにあたって、半月以内ごとに1回、定期的に、定められた方法に従って、空気中の粉じん濃度等について測定を行わなければならない。この際、粉じん濃度(吸入性粉じん濃度)目標レベルは3mg/m <sup>3</sup> 以下とし、掘削断面積が小さいため、3mg/m <sup>3</sup> を達成するのに必要な大きさ(口径)の風管または必要な本数の風管の設置、必要な容量の集じん装置の設置等が施工上極めて困難であるものについては、可能な限り、3mg/m <sup>3</sup> に近い値を粉じん濃度目標レベルとして設定し、当該値を記録しておくこと。また、各測定点における測定値の平均値が目標レベルを超える場合には、作業環境を改善するための必要な措置を講じなければならない。	受注者は、換気の実施等の効果を確認するにあたって、半月以内ごとに1回、定期的に、定められた方法に従って、空気中の粉じん濃度等について測定を行わなければならない。この際、粉じん濃度(吸入性粉じん濃度)目標レベルは2mg/m <sup>3</sup> 以下とし、掘削断面積が小さいため、2mg/m <sup>3</sup> を達成するのに必要な大きさ(口径)の風管または必要な本数の風管の設置、必要な容量の集じん装置の設置等が施工上極めて困難であるものについては、可能な限り、2mg/m <sup>3</sup> に近い値を粉じん濃度目標レベルとして設定し、当該値を記録しておくこと。また、各測定点における測定値の平均値が目標レベルを超える場合には、作業環境を改善するための必要な措置を講じなければならない。			○
40	<b>第12節 工場製作工(共通)</b>	<b>第12節 工場製作工(共通)</b>			
41	<b>3-2-12-2 材料</b>	<b>3-2-12-2 材料</b>			
42	<b>7.工場塗装の材料</b>	<b>7.工場塗装の材料</b>			
43	(5) 受注者は、塗料の有効期限を、ジンクリッチペイントは製造後6ヶ月以内、その他の塗料は製造後12ヶ月とし、有効期限を経過した塗料は使用してはならない。	(5) 受注者は、塗料の有効期限を、ジンクリッチペイントは製造後6ヶ月以内、その他の塗料は製造後12ヶ月とし、有効期限を経過した塗料は使用してはならない。 <b>工期延期等やむを得ない理由によって使用期間が、ジンクリッチペイントは6ヶ月を超えた場合、その他の塗料は12ヶ月を超えた場合は、抜き取り試験を行って品質を確認し、正常の場合使用することができる。</b>			○
44	<b>第17節 植栽維持工</b>	<b>第17節 植栽維持工</b>			
45	<b>3-2-17-2 材料</b>	<b>3-2-17-2 材料</b>			
46	<b>1.一般事項</b>	<b>1.一般事項</b>			
47	受注者は、樹木・芝生管理工の施工に使用する肥料、薬剤については、施工前に監督職員に品質を証明する資料等の、確認を受けなければならない。	受注者は、樹木・芝生管理工の施工に使用する肥料、薬剤については、施工前に監督職員に品質を証明する資料等の、確認を受けなければならない。			
48	なお、薬剤については農薬取締法(平成30年6月改正法律第53号)に基づくものでなければならない。	なお、薬剤については農薬取締法(令和元年12月改正法律第62号)に基づくものでなければならない。			○
49	<b>3-2-17-3 樹木・芝生管理工</b>	<b>3-2-17-3 樹木・芝生管理工</b>			
50	<b>2.選定の施工</b>	<b>2.選定の施工</b>			

新旧対照表 第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工

No	条文		新規	削除	改訂
	旧・条文構成(令和3年8月)	新・条文構成(令和4年4月)			
51	受注者は、剪定の施工については、各樹種の特性及び施工箇所にあった剪定形式により行なわなければならない。	受注者は、剪定の施工にあたり、「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」の策定について(厚生労働省令和2年1月)によるものとし、各樹種の特性及び施工箇所にあった剪定形式により行なわなければならない。			○
52	<b>4.剪定、芝刈、雑草、抜き取り等の施工</b>	<b>4.剪定、芝刈、雑草、抜き取り(抜根)等の施工</b>			○
53	受注者は、剪定、芝刈、雑草抜き取り、植付けの施工にあたり、路面への枝、草、掘削土等の飛散防止に努めるものとし、発生した枝、草、掘削土等を交通に支障のないように、速やかに処理しなければならない。	受注者は、剪定、芝刈、雑草抜き取り(抜根)、植付けの施工にあたり、路面への枝、草、掘削土等の飛散防止に努めるものとし、発生した枝、草、掘削土等を交通に支障のないように、速やかに処理しなければならない。			○

新旧対照表

No	条文		新規	削除	改訂
	旧・条文構成（令和3年8月）	新・条文構成（令和4年4月）			
1	第6編 河川編	第6編 河川編			
2	第1章 築堤・護岸	第1章 築堤・護岸			
3	第12節 付帯道路施設工	第12節 付帯道路施設工			
4	6-1-12-2 境界工	6-1-12-2 境界工			
	3.設置位置	3.設置位置			
5	受注者は、境界杭の設置にあたっては、設計図書に示す場合を除き、杭の中心点を用地境界線上に一致させ、文字「福岡市」が内側（官地側）になるようにしなければならない。	受注者は、境界杭の設置にあたっては、設計図書に示す場合を除き、杭頭部に示す中心点又は矢印先端部を用地境界線と一致させ、文字「福岡市」が内側（官地側）になるようにしなければならない。			○

新旧対照表

No	条文		新規	削除	改訂
	旧・条文構成（令和3年8月）	新・条文構成（令和4年4月）			
1	第6編 河川編	第6編 河川編			
2	第3章 樋門・樋管	第3章 樋門・樋管			
3	第2節 適用すべき諸基準	第2節 適用すべき諸基準			
4	国土交通省 機械工事共通仕様書(案) (令和元年7月)	国土交通省 機械工事共通仕様書(案) (令和2年3月)			○
5	国土交通省 機械工事施工管理基準(案) (平成29年3月)	国土交通省 機械工事施工管理基準(案) (令和元年10月)			○
6	第8節 付属物設置工	第8節 付属物設置工			
7	6-3-8-4 境界工	6-3-8-4 境界工			
8	3.杭(鉄)の設置	3.杭(鉄)の設置			
9	受注者は、境界杭の設置にあたっては、設計図書に示す場合を除き、杭の中心点を用地境界線上に一致させ、文字「福岡市」が内側(官地側)になるようにしなければならない。	受注者は、境界杭の設置にあたっては、設計図書に示す場合を除き、杭頭部に示す中心点又は矢印先端部を用地境界線と一致させ、文字「福岡市」が内側(官地側)になるようにしなければならない。			○

新旧対照表

No	条文		新規	削除	改訂
	旧・条文構成（令和3年8月）	新・条文構成（令和4年4月）			
1	第6編 河川編	第6編 河川編			
2	第4章 水門	第4章 水門			
3	第2節 適用すべき諸基準	第2節 適用すべき諸基準			
4	国土交通省 機械工事施工管理基準(案) (平成29年3月)	国土交通省 機械工事施工管理基準(案) (令和元年10月)			○



新旧対照表

No	条文		新規	削除	改訂
	旧・条文構成（令和3年8月）	新・条文構成（令和4年4月）			
1	第6編 河川編	第6編 河川編			
2	第5章 堰	第5章 堰			
3	第1節 適用	第1節 適用			
4	5.適用規定(3)	5.適用規定(3)			
5	受注者は、扉体、戸当り及び開閉装置の製作、据付けは「機械工事共通仕様書(案)」(国土交通省、令和元年7月)の規定による。	受注者は、扉体、戸当り及び開閉装置の製作、据付けは「機械工事共通仕様書(案)」(国土交通省、令和2年3月)の規定による。			○
6	第2節 適用すべき諸基準	第2節 適用すべき諸基準			
7	日本道路協会 鋼道路橋施工便覧（平成27年3月）	日本道路協会 鋼道路橋施工便覧（令和2年9月）			○

新旧対照表

No	条文		新規	削除	改訂
	旧・条文構成（令和3年8月）	新・条文構成（令和4年4月）			
1	第6編 河川編	第6編 河川編			
2	第6章 排水機場	第6章 排水機場			
3	第2節 適用すべき諸基準	第2節 適用すべき諸基準			
4	河川ポンプ施設技術協会 揚排水ポンプ設備技術基準(案)同解説（平成27年2月）	河川ポンプ施設技術協会 揚排水ポンプ設備技術基準(案)同解説（令和2年1月）			○

新旧対照表

No	条文		新規	削除	改訂
	旧・条文構成（令和3年8月）	新・条文構成（令和4年4月）			
1	第6編 河川編	第6編 河川編			
2	第8章 河川維持	第8章 河川維持			
3	第5節 堤防養生工	第5節 堤防養生工			
4	6-8-5-2 芝養生工	6-8-5-2 芝養生工			
5	1.草等の処理	1.草等の処理			
6	受注者は、抜き取りした草等をすべて処理しなければならない。ただし、設計図書及び監督職員の指示した場合はこの限りではない。	受注者は、抜き取り(抜根)した草等をすべて処理しなければならない。ただし、設計図書及び監督職員の指示した場合はこの限りではない。			○
7	3.雑草	3.雑草の抜き取り(抜根)			○
8	受注者は、人力により雑草の抜き取りを施工しなければならない。	受注者は、人力により雑草の抜き取り(抜根)を施工しなければならない。			○

新旧対照表

第6編 河川編 第9章 河川修繕

No	条文		新規	削除	改訂
	旧・条文構成（令和3年8月）	新・条文構成（令和4年4月）			
1	第6編 河川編	第6編 河川編			
2	第9章 河川修繕	第9章 河川修繕			
3	第2節 適用すべき諸基準	第2節 適用すべき諸基準			
4	河川ポンプ施設技術協会 揚排水ポンプ設備技術基準(案)同解説（平成27年2月）	河川ポンプ施設技術協会 揚排水ポンプ設備技術基準(案)同解説（令和2年1月）			○

新旧対照表第8編 斜面对策編 第3章 斜面对策

No	条文		新規	削除	改訂
	旧・条文構成(令和3年8月)	新・条文構成(令和4年4月)			
1	第9編 農業土木編	第9編 農業土木編			
2	第1章 農業土木	第1章 農業土木			
3	第1節 適用	第1節 適用			
4	1.適用工種	1.適用工種			
5	本章は、農業土木工事におけるほ場整備工、農用地造成工、農道工、水路トンネル工、水路工、河川及び排水路工、管水路工、畑かん施設工、フィルダム工、コンクリートダム工、PC橋工、橋梁下部工、頭首工工、機場下部工、地すべり防止工、PCタンク工、ため池改修工、推進工その他これらに類する各種工事について適用する。	本章は、農業土木工事におけるほ場整備工、農用地造成工、舗装工・道路改良工、水路トンネル工、水路工、排水路工・河川工、管水路工、畑かん施設工、フィルダム工、コンクリートダム工、PC橋工、橋梁下部工、頭首工工、機場下部工、地すべり防止工、PCタンク工、ため池改修工、推進工その他これらに類する各種工事について適用する。			○

新 旧 対 照 表      第10編道路編 第1章 道路改良

No	条文		新規	削除	改訂
	旧・条文構成(令和3年8月)	新・条文構成(令和4年4月)			
1	第10編 道路 編	第10編 道路 編			
2	第1章 道路改良	第1章 道路改良			
3	第2節 適用すべき諸基準	第2節 適用すべき諸基準			
4	受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。			
5	なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。	なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。			
6	<a href="#">国土交通省</a> 道路土工構造物技術基準(平成27年3月)	<a href="#">日本道路協会</a> 道路土工構造物技術基準・同解説(平成29年3月)			○

# 新旧対照表

## 第10編道路編 第2章 舗装

No	条文		新規	削除	改訂
	旧・条文構成(令和3年8月)	新・条文構成(令和4年4月)			
1	第10編 道路編	第10編 道路編			
2	第2章 舗装	第2章 舗装			
3	第2節 適用すべき諸基準	第2節 適用すべき諸基準			
4	国土交通省道路標識設置基準(令和元年10月)	日本道路協会 道路標識設置基準・同解説(令和2年6月)			○
5	第9節 標識工	第9節 標識工			
6	10-2-9-1 一般事項	10-2-9-1 一般事項			
7	3.適用規定	3.適用規定			
8	受注者は、標識工の施工にあたって、「道路標識設置基準・同解説 第4章基礎及び施工」(日本道路協会、昭和62年1月)の規定、「道路土工要綱 第5章 施工計画」(日本道路協会、平成21年6月)の規定、第3編3-2-3-6小型標識工、3-2-3-3作業土工(床掘り・埋戻し)、3-2-10-5土留・仮締切工の規定、及び「道路標識ハンドブック」(全国道路標識・標示業協会、令和元年8月)による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	受注者は、標識工の施工にあたって、「道路標識設置基準・同解説 第4章道路標識の設計、施工」(日本道路協会、令和2年6月)の規定、「道路土工要綱 第5章 施工計画」(日本道路協会、平成21年6月)の規定、第3編3-2-3-6小型標識工、3-2-3-3作業土工(床掘り・埋戻し)、3-2-10-5土留・仮締切工の規定、及び「道路標識ハンドブック」(全国道路標識・標示業協会、令和元年8月)による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。			○
9	10-2-9-2 材料	10-2-9-2 材料			
	6.文字・記号等	6.文字・記号等			
10	受注者は、標示板の文字・記号等を「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」(標識令)及び「道路標識設置基準」(国土交通省 令和元年10月)による色彩と寸法で、標示する。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	受注者は、標示板の文字・記号等を「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」(標識令)及び「道路標識設置基準・同解説」(日本道路協会 令和2年6月)による色彩と寸法で、標示する。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。			○
11	第12節 道路付属施設工	第12節 道路付属施設工			
12	10-2-12-3 境界工	10-2-12-3 境界工			
13	1.一般事項	1.一般事項			
14	受注者は、境界杭及び境界鋸の施工にあたっては、原則として、杭の中心線が境界線と一致するよう施工しなければならない。	受注者は、境界杭及び境界鋸の施工にあたっては、原則として、杭頭部に示す中心点又は矢印先端部を境界線と一致させ、側面の文字(福岡市)が内側(官地側)になるようにしなければならない。			○

新 旧 対 照 表 第10編道路編 第3章 橋梁下部

No	条文		新規	削除	改訂
	旧・条文構成(令和3年8月)	新・条文構成(令和4年4月)			
1	第10編 道路 編	第10編 道路 編			
2	第3章 橋梁下部	第3章 橋梁下部			
3	第2節 適用すべき諸基準	第2節 適用すべき諸基準			
4	日本道路協会鋼道路橋施工便覧(平成27年3月)	日本道路協会 鋼道路橋施工便覧(令和2年9月)			○
5	日本道路協会杭基礎施工便覧(平成27年3月)	日本道路協会 杭基礎施工便覧(令和2年9月)			○
6	日本道路協会杭基礎設計便覧(平成27年3月)	日本道路協会 杭基礎設計便覧(令和2年9月)			○
7	第8節 鋼製橋脚工	第8節 鋼製橋脚工			
8	10-3-8-9 橋脚フーチング工	10-3-8-9 橋脚フーチング工			
9	4.適用規定	4.適用規定			
10	受注者は、アンカーフレームの架設については、「鋼道路橋施工便覧Ⅲ現場施工編第3章架設」(日本道路協会、平成27年3月)による。コンクリートの打込みによって移動することがないように据付け方法を定め、施工計画書に記載しなければならない。	受注者は、アンカーフレームの架設については、「鋼道路橋施工便覧Ⅲ現場施工編第3章架設」(日本道路協会、令和2年9月)による。コンクリートの打込みによって移動することがないように据付け方法を定め、施工計画書に記載しなければならない。			○



新 旧 対 照 表      第10編道路編 第4章 橋梁上部

No	条文		新規	削除	改訂
	旧・条文構成(令和3年8月)	新・条文構成(令和4年4月)			
1	第10編 道路編	第10編 道路編			
2	第4章 鋼橋上部	第4章 鋼橋上部			
3	第2節 適用すべき諸基準	第2節 適用すべき諸基準			
4	日本道路協会鋼道路橋施工便覧(平成27年3月)	日本道路協会 鋼道路橋施工便覧(令和2年9月)			○
5	第3節 工場製作工	第3節 工場製作工			
6	10-4-3-1 一般事項	10-4-3-1 一般事項			
7	2.施工計画書	2.施工計画書			
8	受注者は、原寸、工作、溶接、仮組立に関する事項を施工計画書へ記載しなければならない。	受注者は、原寸、工作、溶接、仮組立に関する事項を施工計画書へ記載しなければならない。			
9	なお、設計図書に示されている場合または設計図書に関して監督職員の承諾を得た場合は、上記項目の全部または一部を省略することができるものとする。	なお、設計図書に示されている場合または設計図書に関して監督職員の承諾を得た場合は、上記項目の全部または一部の記載を省略することができるものとする。			○

新旧対照表 第10編道路編 第5章 コンクリート橋上部

No	条文		新規	削除	改訂
	旧・条文構成(令和3年8月)	新・条文構成(令和4年4月)			
1	第10編 道路編	第10編 道路編			
2	第5章 コンクリート橋上部	第5章 コンクリート橋上部			
3	第2節 適用すべき諸基準	第2節 適用すべき諸基準			
4	日本道路協会コンクリート道路橋設計便覧(平成6年2月)	日本道路協会 コンクリート道路橋設計便覧(令和2年9月)			○
5	日本道路協会コンクリート道路橋施工便覧(平成10年1月)	日本道路協会 コンクリート道路橋施工便覧(令和2年9月)			○

## 新旧対照表 10編道路編 第6章トンネル(NATM)

No	条文		新規	削除	改訂
	旧・条文構成(令和3年8月)	新・条文構成(令和4年4月)			
1	第10編 道路編	第10編 道路編			
2	第6章 トンネル(NATM)	第6章 トンネル(NATM)			
3	第2節 適用すべき諸基準	第2節 適用すべき諸基準			
4	厚生労働省 ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン(平成23年3月)	厚生労働省 ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン(令和2年7月)			○

新旧対照表 10編道路編 第12章 電線共同溝

No	条文		新規	削除	改訂
	旧・条文構成(令和3年8月)	新・条文構成(令和4年4月)			
1	第10編 道路編	第10編 道路編			
2	第12章 電線共同溝	第12章 電線共同溝			
3	第2節 適用すべき諸基準	第2節 適用すべき諸基準			
4	受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。			
5	なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。	なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。			
6	道路保全技術センター電線共同溝(平成7年11月)			○	

新旧対照表 第10編道路編 第14章 道路維持

No	条文		新規	削除	改訂
	旧・条文構成(令和3年8月)	新・条文構成(令和4年4月)			
1	第10編 道路編	第10編 道路編			
2	第14章 道路維持	第14章 道路維持			
3	第2節 適用すべき諸基準	第2節 適用すべき諸基準			
4	日本道路協会道路トンネル維持管理便覧(本体工編) (平成27年6月)	日本道路協会 道路トンネル維持管理便覧(本体工編) (令和2年8月)			○
5	第7節 標識工	第7節 標識工			
6	10-14-7-2 材料	10-14-7-2 材料			
7	6.標示板の文字・記号等	6.標示板の文字・記号等			
8	受注者は、標示板の文字・記号等を「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」(標識令)及び「道路標識設置基準」(国土交通省 令和元年10月)による色彩と寸法で、標示する。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	受注者は、標示板の文字・記号等を「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」(標識令)及び「道路標識設置基準・同解説」(日本道路協会 令和2年6月)による色彩と寸法で、標示する。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。			○

新旧対照表 第10編道路編 第16章 道路修繕

No	条文		新規	削除	改訂
	旧・条文構成（令和2年4月）	新・条文構成（令和3年8月）			
1	第10編 道路編	第10編 道路編			
2	第16章 道路修繕	第16章 道路修繕			
3	第9節 標識工	第9節 標識工			
4	10-16-9-2 材料	10-16-9-2 材料			
5	6.標示板の文字・記号等	6.標示板の文字・記号等			
6	受注者は、標示板の文字・記号等を「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」(標識令)及び「道路標識設置基準」(国土交通省 令和元年10月)による色彩と寸法で、標示しなければならない。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	受注者は、標示板の文字・記号等を「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」(標識令)及び「道路標識設置基準・同解説」(日本道路協会 令和2年6月)による色彩と寸法で、標示しなければならない。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。			○